

# D プロデュース

ご連絡先：〒231-0012 横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル5F  
電話：045-226-5482 FAX：045-226-5483  
e-mail：info@d-produce.com  
ホームページ：<http://www.d-produce.com/>



## 企業内の「安全衛生管理・労務管理」に関する調査結果から

### ◆本社による管理の実態

厚生労働省から、本社による安全衛生管理・労務管理の実態に関する調査結果が公表されました。この調査は、「建設業」「製造業」「運送業」「卸売」「小売業」等を対象として行われました。

回答総数は 252 社で、拠点数別でみた企業数は次のようになっています。

(拠点数／企業数(割合))

- ・100 力所～／23(10%)
- ・50～99 力所／10(4%)
- ・20～49 力所／30(12%)
- ・10～19 力所／49(20%)
- ・5～9 力所／57(24%)
- ・1～4 力所／72(30%)

### ◆9割近い企業が「本社で統括」

この調査結果からは、9割近い企業(88%)が、労働災害が発生した場合に、本社で情報を取りまとめ、社内で共有し、各事業所に対する再発防止の指導を行っていることがわかります。

また、日ごろの労務管理についても、「本社の所管部署が各事業所の従業員を含めた全従業員の労務管理を行っている」、「事業所の従業員の労務管理は各事業所に任せているが、事業所に対して指導等を行う」など、ほとんどの企業(98%)で本社が企業全体の労務管理を直接管理または統括管理しているようです。

### ◆業種による違いはほとんど無し

業種別の結果を見ると、回答数には差がありますが、業種によって大きな傾向の違いはなく、安全・健康管理や労務管理は、ほとんどの企業が本社で直接管理または統括管理を行い、労災の再発防止の指導も大半の企業が本社で実施しているという結果でした。

### ◆今回の調査の目的

今回行われた調査ですが、その目的は、現在検討されている労働安全衛生法の改正に関係しています。

現行の事業場単位での指導から、企業単位での改善指導に移行することでの議論が進んでおり、その基礎データとするそうです。今後、ますます本社としての安全衛生管理・労務管理体制が問われるようですので、改正の動向を注視しておくとともに、自社の体制について再確認しておきたいところです。

## 社員にも知らせておきたい年金の手続き

### ◆情報提供で従業員満足度をアップ

年金の手続きについては、本人の受け取る年金額にも影響してきますので、最終的には年金事務所での確認が必要になります。しかし、制度の概要や手続きの流れ、法改正の話題などを従業員に案内しておくことは、従業員満足度を上げる意味でも有効な手段です。

現在、政府広報オンラインのホームページで

は、『知っておきたい「年金」の手続き』として、特に「第3号被保険者の不整合記録問題」の対応に関する手続きなどがまとめられていますので、こうしたものを参考にするとよいでしょう。

#### ◆「不整合記録問題」とは？

会社員や公務員（第2号被保険者）の配偶者で第3号被保険者であった主婦・主夫の方も、第2号被保険者の方が亡くなったり、退職した場合や自分の年収が130万円以上となったりした場合には、第3号被保険者の資格を失い、第1号被保険者となります。

その場合、居住する市（区）町村の年金窓口で「第3号」から「第1号」になるための切替えの届出を行い、保険料を自分で納めることが必要となります（なお、「第3号」の主婦・主夫の方が、会社などに就職し、勤め先の厚生年金保険または共済組合などに加入した場合は「第2号」となります）。

しかし、この「第1号」への切替えの届出を行わなかったため、実態とは異なり年金記録上は「第3号」のままになっていることが後で判明するケースが問題となっています。

#### ◆約47.5万人が該当との推計

時効（本来届出が必要な時点から2年）により保険料の納付ができない「未納期間」が生じ、その結果、受け取る年金額が少なくなったり、受給資格期間を満たせず年金が受給できなくなったりするおそれがあり、約47.5万人（うち、年金受給者約5.3万人、被保険者など約42.2万人）が該当すると厚生労働省は推計しています。

この問題に対応するため、今年7月に法律が改正され、「第3号」から「第1号」への切替えの届出が2年以上遅れたことのある方が所定の手続きを行えば、「未納期間」を年金の「受給資格期間」に算入できるようになりました。また、最大10年分の保険料の納付ができるようになりました。

#### ◆小冊子やチェックリストの活用でトラブルを防ぐ

定年退職などで会社を離職する方に、社会保

険や税金等に関する必要な手続きをまとめた小冊子などを手渡すと、退職時のトラブルを防ぐ役に立つでしょう。

また、会社が行う手続きもチェックリストなどを使って漏れのないようにしたいものです。自社のチェックリストは法改正を反映しているか、定期的にチェックが必要です。

#### 「働く女性」はストレスフル！ ストレス軽減のために企業として とるべき対応は？

#### ◆「仕事でのストレス多い」が6割！

メディケア生命保険株式会社の調査（回答者：20歳～59歳の有職女性1,000名／2013年10月30日発表）によると、仕事のストレス量が「多い」人は62%、家庭・プライベートのストレス量が「多い」人は42%でした。

働く女性が強いストレスにさらされていることを改めて認識する結果となりました。

#### ◆ストレスによる行動への影響

こうしたストレスは、実際の行動にも影響を及ぼすようで、ストレス過多によって「暴言・失言」（27.9%）、「出社拒否」（8.5%）に至ったり、「部下・後輩に八つ当たり」（7.6%）をしてしまったりする人の割合も高く、業務にも影響が出かねません。

ストレスがまったくない職場というのはあり得ませんが、これを少しでも軽減させるために、働きやすい職場環境を作るための対策が企業には望まれます。

#### ◆ストレス軽減のために企業は何をすべき？

働く女性にとって働きやすい環境を考えたとき、上位に上がるのは、やはり「休暇を取りやすい」（74.7%）、「残業や休日出勤が少ない」（41.0%）、「短時間労働ができる」（26.1%）などといった、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する項目です。

バランスが取れていない企業もまだまだ見受けられますが、いわゆる「ブラック企業」対策とし

てサービス残業・長時間労働の有無について労働行政が目を光らせており、このタイミングで改めてワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを行う意識を持つ必要があります。

また、仕事と育児の両立にあたってのストレスを軽減するために、育児支援制度や在宅勤務制度の導入、職場の保育サービスの整備なども望まれており、今後の検討が求められます。

## 12月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

### 31日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

### 本年最後の給料の支払いを受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

## 編集後記

皆さん、おはようございます。社会保険労務士法人D・プロデュースの田中です。

今年もあと一ヶ月足らずとなりました。本格的な冬到来の気配です。季節が移ろうたびに数年前2年間暮らした北海道でのことを懐かしく思い出します。

特に冬は横浜っ子の私達一家には楽しく珍しい体験が沢山ありました。寒い夜はテレビを見ているとニュース速報のように「水道管の凍結に注意してください」というようなテロップが流れていました。北海道でも私達のいた東部は雪が多く降るといふより寒さが厳しい地域でした。定番？のぬれタオルくるくるもしました。すぐにパリパリになりました。凍った川を初めて見ました。

また小学生だった娘の冬の体育はスケートでした。校庭にスケートリンクが作られるのですが、一部の保護者と先生方で作ったにしては本格的で大きくて立派でした。アイスホッケーが盛んな地域でしたので、小学生の練習などにも使用したようです。

そんなツルツルパリパリの世界で私は何度か転んで痛い思いをしました。横浜に戻って雪のない冬には解放感を感じましたが、味気ない気もします。凍結した道には要注意ですが、数少ない雪の日を楽しみたいなあと思い、雪が降るのを期待しています。雪の降る日は滅多にないので、雪以外にも冬ならではの楽しみ方を見つけて暗い冬を乗り切りたいと思います。